鰺ヶ沢病院医事業務委託公募型プロポーザル実施要領

鰺ヶ沢病院医事業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

１　趣旨

本要領は、「医事業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

２　業務の概要

（１）業務名　鰺ヶ沢病院医事業務委託

（２）業務内容

　　　別紙仕様書のとおり

（３）履行期間　令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）委託料の上限額　３年総額１１４，１９２，０００円

ただし、上記金額に消費税及び地方消費税は含まないものとする。

３　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（２）公告の日において構成市町から指名停止の措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

（４）構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（５）国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。

（６）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

※その他業務に必要な要件も明記しておくこと。

４　スケジュール

（１）公募期間　　　　　　　　　　　　令和６年２月１６日（金）～令和６年２月２９日（木）

（２）説明会　　　　　　　　　　　　　令和６年２月２０日（火）

（３）質問書受付期限　　　　　　　　　令和６年２月２２日（木）

（３）質問書に対する回答期限　　　　　令和６年２月２６日（月）

（４）参加申請書の受付期限　　　　　　令和６年２月２９日（木）

（５）企画提案書等の提出期限　　　　　令和６年２月２９日（木）

（６）ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ実施日 　　　令和６年３月　６日（水）

（７）審査結果の通知　　　　　　　　　令和６年３月１４日（木）

５　参加申請手続き

参加希望者は参加申請書及び企画提案書を提出すること。

（１）参加申請書の提出

参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）は下記のとおりとする。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

ア　提出書類

1. 参加申請書（様式１）
2. 履歴事項全部証明（法人登記簿謄本）
3. 納税証明書（直近1年分）
4. 財務諸表（直近２年分）
5. 受託業務実績報告書（様式２）
6. つがる西北五圏域での入札参加資格審査結果通知書
7. 個人情報保護の取扱についてわかるもの
8. 会社の概要がわかるもの（パンフレット等）

（２）企画提案書の提出

企画提案書及び資料は下記のとおりとする。

ア　提出書類

１．企画提案書（下記８企画提案書作成方法による）

２．業務に係る事業費積算内訳（参考見積書）

（３）提出期限　公募開始日から令和６年２月２９日（木）まで（必着）

（４）提 出 先　つがる西北五広域連合　鰺ヶ沢病院管理課

（５）提出方法　持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法によること。

（６）提出部数　企画提案書（様式３）１部、提案書７部（正本１部、副本（写）６部）

６　説明会

　参加申込書により開催を希望する申出がある場合に限り開催する。なお、説明会は自由参加とし、参加の有無は審査には一切影響がないものとする。

1. 開催日時　令和６年２月２０日（火）　１４時
2. 場所　鰺ヶ沢病院２階講義室

７　質疑・応答

参加申請書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（１）質問書　　　様式４のとおり

（２）提出期限　　令和６年２月２２日（木）正午（必着）

（３）提 出 先　下記15と同じ。

（４）提出方法　ＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。

（５）回答方法　回答日において質問者及び参加申請書を提出している者全てに対し、［FAX・電子メール］により回答するものとする。

８　企画提案書作成方法

　　参加希望者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（１）提案内容

企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 企業のプロフィール

経営状況、受託実績について

イ　業務体制について

組織・人員体制、業務環境、指揮命令系統・連絡体制、法令の遵守について

ウ　業務内容について

患者サービス、経営支援、業務の引継ぎについて

エ　人材育成等について

職員研修、健康管理について

（２）作成上の注意事項

ア　用紙サイズはＡ４版とし、文字サイズは10ポイント以上とすること。

イ　別紙「評価基準項目及び配点表」の「評価の着眼点」を参照し上記（１）の内容について作成すること。

（３）その他

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　広域連合は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

９　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10　審査方法及び評価基準

（１）審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、鰺ヶ沢病院プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）ヒアリング・プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。なお、企画提案者が４社以上の場合は、企画提案書の書類審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

ア　実施方法

1. １者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２０分、質疑１０分の計３０分とする。

②企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

1. ヒアリング等で使用する資料には、提案者が推測されることがないよう配慮すること。
2. ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて３名までとする。

⑤欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ　実施日時及び場所

令和６年３月６日（水）１４時　　鰺ヶ沢病院２階講義室

（３）審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア　企業の評価

イ　業務体制の評価

ウ　業務内容の評価

エ　従業員管理の評価

オ　見積額の評価

（４）候補者の特定方法

審査委員会において、（３）の審査及び評価により、最も評価点の高い者を審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が２者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

なお、企画提案者が１者の場合、これを候補者と特定する場合は評価点合計が最低基準点を超える事を条件とする。

11　審査結果の通知

（１）候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　候補者

イ　提案者全者の名称及び評価点

ウ　候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ　候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（２）候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面により管理者に対し説明を求めることができる。

12　審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

（１）候補者

（２）提案者全者の評価点（参加者名称は公表しない。）

（３）候補者の特定理由

（４）審査の経過及び審査員

13　契約に関する基本事項

（１）契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

（２）契約保証金

契約金額の100分の５以上の金額の納付を要する。ただし、[つがる西北五広域連合病院事業契約事務規程](http://www.tsgren.jp/wp-content/uploads/2021/04/40faa5f3f84161c5459373af650d0895.pdf)に該当する場合は免除する。

（３）契約書作成の要否

要する。

（４）支払条件　［毎月］後払いとする。

14　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（３）提出された書類は返還しない。

（４）提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

（５）広域連合は提出された企画提案書等について、[つがる西北五広域連合情報公開条例](http://www.tsgren.jp/wp-content/uploads/2021/04/5a0f15015809c34e918c7a045fe18c27.pdf)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。 ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

15　担当

つがる西北五広域連合鰺ヶ沢病院管理課　担当　佐藤

〒038-2761

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生１０６番地１０

電　話　０１７３－７２－３１１１

ＦＡＸ　０１７３－７２－３３６７

E-mail ajihospital@town.ajigasawa.lg.jp